

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）</u></p>	<p><u>（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用）</u></p>
<p>第6条 申請等を行う者が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下この条において「<u>情報通信技術利用法</u>」という。）第3条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合は、規則で定めるところにより行わなければならない。</p>	<p>第6条 申請等を行う者が、<u>法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号。以下この条において「<u>情報通信技術活用法</u>」という。）<u>第6条第1項</u>の規定に基づき<u>第3項に規定する電子情報処理組織</u>を使用して申請等を行う場合は、規則で定めるところにより行わなければならない。</p>
<p>2 知事が、<u>情報通信技術利用法第4条第1項</u>の規定に基づき<u>電子情報処理組織</u>を使用して処分通知等を行う場合又は<u>情報通信技術利用法第5条第1項</u>の規定に基づき電磁的記録に記録されている事項若しくは当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合は、規則で定めるところにより行わなければならない。</p>	<p>2 知事が、<u>法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第7条第1項</u>の規定に基づき<u>次項に規定する電子情報処理組織</u>を使用して処分通知等を行う場合又は<u>法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第8条第1項</u>の規定に基づき電磁的記録に記録されている事項若しくは当該事項を記載した書類により縦覧等を行う場合は、規則で定めるところにより行わなければならない。</p>
<p>3 <u>情報通信技術利用法第3条第4項及び第4条第4項の主務省令</u>で定める措置は、それぞれ規則で定める措置とする。</p>	<p>3 <u>法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第6条第1項及び第7条第1項に規定する条例で定める電子情報処理組織は、それぞれ規則で定める電子情報処理組織とする。</u></p>
<p>3 <u>情報通信技術利用法第3条第4項及び第4条第4項の主務省令</u>で定める措置は、それぞれ規則で定める措置とする。</p>	<p>4 <u>法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第6条第4項及び第7条第4項に規定する条例で定める措置は、それぞれ規則で定める措置とする。</u></p>
<p></p>	<p>5 <u>法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第7条第1項ただし書に規定する条例で定める方式は、規則で定める方式とする。</u></p>